

農林漁家への民泊に係るガイドライン

西条市、西条市グリーン・ツーリズム推進協議会

平成20年8月策定

1 策定の趣旨

平成20年度より総務省、文部科学省、農林水産省の3省連携事業として実施される「子ども農山漁村交流プロジェクト」に代表されるように、地域活性化や学校教育での取り組みの一環として今後、農林漁業体験、農林漁家への宿泊を希望する事例が増えることが考えられる。

こうした中、愛媛県においては夢提案制度等による規制緩和の流れに沿って農林漁家が開業する小規模な体験民宿(33㎡未満)を「愛媛型農林漁家民宿」として認定・呼称し、衛生・安全が確保される場合、トイレ、洗面設備、調理場について、既存施設を利用可能とするなど、なるべく少ない初期投資で開業できるよう、手続きの円滑化、迅速化に努め、農林漁家民宿の開業促進を行っているところである。

本市における都市と農山漁村の交流を発展的、継続的に進めていくためには、愛媛型農林漁家民宿等営業許可を取得して行う農林漁家体験民宿等を核とした滞在型のグリーン・ツーリズムの受入体制を整備していくことが重要であるが、営利を目的とせず、宿泊料を取らない一時的かつ短期的な受入を行う事例も今後考えられる。

このような受入を行う場合であっても、安全性及び受入の確保、並びに法の遵守の観点から一定の目安を設けて実施することが強く望まれてきている。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえ、市等を通じ、農林漁家が民泊を受入、農山漁村における生活体験等の提供を行う場合における受入側の取扱いを明確化し、民泊を希望する者の安全確保と農林漁家の受入の質の向上を図ることを目的とするものである。

2 定義

このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
市等	西条市 西条市グリーン・ツーリズム推進協議会
受入農林漁家	民泊を希望する者の受入を行う農林漁家
民泊	営利を目的とせず、かつ、宿泊料を受けないで人を短期間宿泊させることであって、次のいずれにも該当するもの ① 市等が、宿泊を希望する者の受入農林漁家の決定に関与するもの ② 受入農林漁家においては、農山漁村生活体験、調理、農林漁家との団らん等の機会を併せて提供するものであること ③ 頻度の低い受入であること ④ 宿泊料を受けないことについての明確な根拠があること ⑤ 地域内に法の遵守が周知されていること

3 対象とする提供行為等の範囲

受入農林漁家が民泊を希望する者に提供する行為等は次のものとする。

- (1) 農山漁村生活体験等のための滞在の受入に関する行為
- (2) 農山漁村生活体験等のための指導に関する行為
- (3) 農山漁村生活体験等のための調理等の指導に関する行為
- (4) 1回の受入における1受入農林漁家あたりの人数は、おおむね5人以内とするが、農林漁家が指導する作業内容によっては客の安全が充分確保できる人数を受け入れるものとする。

4 受入実績の把握と情報の管理

市等は、受入農林漁家の名簿(別紙様式1)を整備、保管しておく。

市等は、民泊の受入を行った場合に入手した個人情報については、その管理に十分配慮するものとする。

5 衛生管理指導責任者の設置及び役割

受入する市等は、民泊を希望する者の安全を確保する観点から、衛生管理指導責任者を定める。

衛生管理指導責任者は、受入農林漁家に対して、施設の衛生管理及び食品衛生に関する指導その他必要な措置を講じる。

6 衛生講習会

市等は、原則として1年に1回以上、全部の受入農林漁家を対象として講習会を実施する者とする。

また、新たに民泊を受入ようとする農林漁家がある場合は、あらかじめ当該農林漁家を対象として講習会を実施するものとする。

なお、講習内容は別表1に掲げるものを基準とする。

7 安全の確保

滞在に供することのできる部屋は、1階部分が望ましく、外部に容易に避難できる閉口部がある部屋等、安全が十分に確保できる部屋に限るものとする。

また、受入農林漁家は生徒等に対して、受け入れ後速やかに、避難口、避難経路等の案内を行うものとする。

8 事故等への対応

市等及び受入農林漁家は、受入に当たって、体験及び宿泊時等における安全対策を講ずるとともに、損害保険等への加入など事故発生時の対応を万全にするべきである。

9 指導等の対価の受け取り

- (1) 受入農林漁家は、指導等に伴う対価を受け取ることができるものとする。

(2)前記(1)により受け取ることができる指導等に伴う対価は、受入農林漁家と市等が協議の上、別表2に掲げるところにより算定するものとする。

10 その他

- (1)この指針によるもののほか、民泊の実施について必要な事項は、市等と関係機関とが協議して定めておく。
- (2)市等においては、受入日程の調整等、民泊を円滑に進めるため、受入農林漁家等を構成員とする組織を設置することが望ましい。
- (3)市等においては「民泊希望者」に対して
- ①民泊による受入であること
 - ②宿泊・滞在の目的が専らその地域住民との相互理解に基づく交流であることについて了解を得ておくことが望ましい。
- (4)市等においては受入にあたり、地域内で競合する関係者(宿泊業者等)との調整をあらかじめ行っておくことが望ましい。

別表1(第6関係)

講 習 内 容	講 習 時 間
1 施設に関する事項 滞在に供する部屋、浴室、洗面所、便所等の施設整備、管理について 2 食品衛生に関する事項 (1)食中毒とその予防について (2)施設、器具、使用水の衛生管理について (3)食品の衛生的取り扱いについて (4)調理従事者の衛生管理と衛生習慣について 3 その他	90分

別表2(第8関係)

区 分	内 容	備 考
指導等に伴う対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物等の価額 体験指導にかかる諸経費 食事代の実費	人件費は、農山漁村生活体験及び調理・食事等の指導に係る人件費とする。
指導等に伴う対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 体験者送迎に要する経費	